

2011年(平成23年)2月22日 火曜日(第3種郵便物認可)

Q 当社の従業員は遅くまで残業をしており、毎月の残業代が高額になっていきます。定額制、年俸制にするなどして残業代を抑えることはできませんか。

### 残業代を抑えたい



以上の割増賃金を支払わなければならない。時間内に処理できないほど多い場合も、時間外労働とされ残業代の支払い義務が生じます。

A 従業員の労働に對してはその対価として賃金を支払わなければならない。法定労働時間(1日8時間)を超えた労働については、通常の賃金の2割5分が異議を述べない場合や、業務量が所定労働金部分とそれ以外の賃

## 明示しなければ義務

金部分を区別できることにより、残業代との時間外手当をその支払い義務を免れることとはできません。就業規則などで明示 残業代を抑えるには

① ②の要件を充足し、明示に就業禁止の業務手当額が法所定の計算 命令を出し、かつ業務方法による割増賃金額を所定の時間内に処理できるものにする必要です。

③の要件を充足しなければ別途割増賃金を支払う義務が生じ、外業務を行ったとしても、賃金算定の対象とならなければ法所定の計算方法なる労働時間にはならぬ。算出された割増賃金、割増賃金はもちろぬに不足する金額の請求も必要ありません。 (弁護士 松田健太郎)